主 文

原判決を次のとおり変更する。

控訴人は被控訴人に対し金六五、九九三円及びこれに対する昭和二五年 六月二一日以降同年八月七日まで日歩五厘の割合、同月八日以降完済に至るまで年 六分の割合による金員を支払わねばならない。

被控訴人その余の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は「原判決を取消す、被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、 二審とも被控訴人の負担とする」との判決を求め、被控訴代理人は「本件控訴を棄 却する。控訴費用は控訴人の負担とする」との判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張、証拠の提出援用認否は、

事実関係につき、

本件手形割引により明示の特約又は事案たる慣習 控訴代理人において「 に基く消費貸借の成立が認められないとしても、控訴銀行と訴外瑞穂工業株式会社 との間には、本件手形割引により消費貸借を成立させる旨の暗黙の合意があつたも のである。しかして、銀行が約定書に基き取引する場合の手形割引により消費貸借 関係が成立していたことは、戦前、戦後を通じて同一であつて、ただ戦後は手形の 利用が増大すると共に、不渡手形の数も激増するに至つたので、手形割引の法律上 の性質につき一段と考察が加えられ、消費貸借関係の発生が極めて強く観念される に至つたにすぎない。割引当事者の合理的意思や銀行業務の取扱には、手形割引を 単純な売買と解することによつては到底説明しえない点があるのであつて、このこ とはすでに原審において縷縷述べたところであるが、殊に、銀行が手形割引をなす際には、割引依頼人から予め担保を提供させると共に、割引依頼人の信用を第一に 重視し、手形の主たる債務者の信用には重点がおかれず、特に多数の手形が同時に 割引される場合には、支払人(又は振出人)の信用調査は事案上不可能であるか ら、かかる場合には割引依頼人の信用のみに依存していること、割引手形が不渡に なつたときも、割引依頼人から特に依頼のあつた場合の外は、銀行は割引の当初よ り手形法上の遡求権を行使する考えを特つていないこと、割引依頼人から満期前の買戻を申出たときには、銀行において必ずこれに応じていること等は手形割引を消費貸借関係と理解していることを証するものである。のみならず、同じ銀行取引に おいて、一には売買関係が成立し、一には消費貸借関係が成立するものと解するこ とは実務上の劃一性にも副わないもので、到底容認することはできないから、統一 的に消費貸借と見るべきものである。そしてこの関係においては、割引される手形 は消費貸借上の債務の担保のために供せられるもの(質権設定)ではなく、 のために」譲渡せられるものであり、消費貸借の履行期は割引手形の満期と一致するものである。 二、 いわゆる買戻請求権の法律上の性質は、形成権でないのは勿論、手形法上の遡求権と同様の請求権でもなく、それは消費貸借上の返還請求権であり、仮に手形割引が売買たる性質を有し、右見解が失当であるとしても、特約又は事実たる慣習に基き発生する消費貸借上の請求権類似の請求権である。銀行に おいては、不渡手形が出た場合にも、割引依頼人に手形を売戻す考えは毛頭なく 単に割引対価の返還を受けようと考えているにすぎない。なるほど買戻という用語 は再売買の予約に基く権利などの形成権を彷彿させる用語ではあるが、銀行実務上 買戻という言葉は、手形割引のみならず、預金者が手形で預金に入金したが、後に その手形が不渡になつた場合にも、手形の買戻という言葉が用いられているのであ つて、右用語から直ちに法律上の性質を云為することは正当ではない。また割引依 頼人が銀行の請求により買戻に応じる場合の割引依頼人の銀行に返還すべき金額 が、右請求が満期後相当の日時を経過した後に行われた場合にも、 すべて手形金額 に満期の翌日から買戻の日までの割引料と同率の利息を加えた金額であることは、 右買戻請求権が形成権でないことを証するもので、これを形成権と解するときは右実務上の取扱を説明することができない。これを形成権と解し、特約又は事実たる 慣習に基き右時点まで効力が遡及するものであるとして、右取扱につき合理的な説明を図ろうとするものであれば、控訴人主張の如く、特約又は事実たる慣習に基き、一定の事由が発生したときに、当然買戻請求権が発生し、返還すべき金額は手 形金額と満期の翌日から買戻の日までの割引料と同率の利息の合算額であると解す るに如くはない。又銀行は割引手形が不渡になつても、特に割引依頼人から依頼さ れた場合の外は、手形上の遡求権を行使する意思を有しないから、手形の満期前遡求要件欠缺の場合を救うという要請が生じる筈はなく、振出人同一の数通の手形が 割引せられ、その中の一通が不渡になつた場合における他の期前の手形についての買戻請求権は、満期前の遡求権と類似の性質を有するものの如くであるか、振出を異にする場合には、かかる性質を有しないのは勿論であるし、一般に買戻請求権は手形上の主債務者とは無関係に、常に割引依頼人(裏書人)に対して発生するものもとに発生し、しかも手形に化体していると観念されている満期前の遡求権と特約又は事実上の慣習により認められるに至つたが、手形に化体しているとは考えられない右の買戻請求権とが類似していると解するとは許されず、又買戻請求権は持参債務であるから、取立債務である手形法上のとは許されず、又買戻請求権は持参債務であるから、、買戻請求権は消費は上のであるに、買戻請求権は消費は上のの事は、当然に発生し、ただその権利行使の方法として割引依頼人に請求の手続を採っているにすぎないものである。

三、(1)控訴銀行の旧約定書第二項によると、相殺に関し、「拙者ノ貴行ニ対スル債務中履行ヲ怠リタルモノァル場合ハ勿論貴行ニ於テ債権保全ノ為必要トシールル場合ニハ諸預ケ金其他貴行ニ対スル拙者ノ金銭債権ハ総テ拙者ノ貴行ニ対スル金額債務悉皆ニ対シ右債権債務ノ期限如何ニ拘ラス又拙者へノ通知ヲ要はフラーを受けるとはその文言上疑をいれない。けだし、相殺予らの予約を定めたものでないことはその文言上疑をいれない。けだし、相殺予らの場合には、完結権行使のときに、双方の債権債務が相殺されるもので、当然にあるの対した。対して、方の予約を定めるには右相殺の効力を遡及させるものではないから、相殺一方の予約を定めるには右相殺の効力を遡及させる自の特約が必要な筈であるのに、かかる特約が存在しないから、右及な原に関する。

(2) 又右条項によると、何等の意思表示を要せずしうる旨定と、何等の意思表示を要せずした。 相殺をなしらるではない。 右特約は何等相手方、或は第三者の地位を不安定請求権とが相殺をにかること自体が、すでにいつでも相殺せられるという意味で相手方の地位を安定はあること自体が、すでにいつでも相殺せられるという意味で相手方の地位を安定としめているのであった、 差押前に預金債権と買戻請求権とが相殺をならしめるものではないし、また、 差押前に預金債権と買戻請求権とが相殺の意思表示をなすとにより、第三者たる差押債権者の地位がその時期が問題であるにすぎないのである。のみならず、被控訴人は訴外会社に不安定となるものではない。要は当事者双方の債権債務がいつおきないのである。のみならず、被控訴人は訴外会社に対して預金払戻債権を取立てる権能を有するにすぎないから、純然たる常に対しても主張しうるものである。

で、いずれにせよ、割引対価の返還と手形の返還とは同時履行の関係にはなく、割引対価は手形の返還に先行してこれを支払うべき義務があるものである。 (4)、仮にこれらが同時履行の関係に立ち、手形の返還が相殺の有効要件であるとしても、相殺契約があるときは手形の返還を要しないのであつて、それが特定の手形に関すると、将来における不特定多数の手形に関するとにより異るところはない。右いずれの場合に弊害を生じるかは、手形所持人によることであつて、特定の手形でも高利貸の場合はむしろ危険であり、多数の手形でも、銀行の場合は安全なのである。しかして、銀行が預金と相殺する如き強制的手段に出るのは、よほ

(5)、 被控訴人は前記の如く国税徴収法第二三の一第一項により単に差押債権たる本件預金払戻債権の取立権を取得するにすぎず、右債権は依然訴外会社に属すると解すべきであるから、すでに原審で述べた如く訴外会社に対し相殺の意思表の返還とが同時履行の関係にあるとすれば、本訴(昭和三三年九月二二日の弁論日)において、右買戻債権を自働債権とし、前記預金払戻債権を受働債権として対等額において(但し、原判決末尾添付第五目録の最後の一五〇、〇〇〇円はうち、四三、六九七円七〇銭を除く)別紙目録記載の手形二二通を被控訴人に呈示して、相殺の意思表示をする。また控訴人は訴外会社に対し、同年一〇月二三日到達の書類を以て、本件買戻債権を自働債権とし、前記預金払戻債権を受働債権として、対等額において(但し、前同様買戻債権中四三、六九七円七〇銭を除く)相殺する旨の意思表示をすると同時に、右二二通の手形を訴外会社に返還した。

四、買戻請求権が手形上の権利であるとしたとき、その権利を行使した場合には、本件手形割引は前記の如く消費貸借を成立させるものであるから、控訴銀行形の占有は商行為たる手形割引行為により債務者たる訴外会社所有の手形を取得したに帰因するものというべく、控訴銀行において右手形につき商事留置をとはもとより当然であり、仮に手形割引の法律上の性質が売買であるが高されたため売主に復帰したような場合にも、債権者たる買主は、その物に附いされたため売主に復帰したような場合にも、債権者たる買主は、その物に附いであることに徴すると、及び銀行が本件手形につき商事留置権を有いることに徴すると、銀行が本件手形につき商事留置権を有いることに徴すると、銀行が本件手形につき商事留置権を有いると、留置権者としての保管の権限により、手形支払期日が到来する。手形を呈示、取立し、又は遡求権を行使してその取立金を保管すべき権利義務があると解する」と述べ、

被控訴代理人において「一、買戻請求権については、控訴銀行と訴外会社間に明 示若くは黙示の特約がなかつたのは勿論、事実たる慣習も存在しない。特に、銀行 と取引先との間に数通の手形割引が行われた場合において、そのうちの一通が不渡 となり、銀行が割引依頼人にその買戻を請求したが、依頼人がこれに応じなかつた ときは、銀行は、他の期日前の手形について、当然に買戻請求権を取得するという が如き慣習は全く存しない。控訴人提出の各約定書(乙第二、第九、第一一、第一 二号証)によるも、銀行が支払停止若くは支払不能のおそれがあると認めたとき は、満期前でも銀行の請求あり次第、当該手形を買戻す趣旨を規定しているにすぎ ないのであって、これらの諸条項は、銀行がある手形の支払人でないしはその他の 手形関係人)に支払停止のおそれがあると考え、満期の支払に危険を認めたとき は、銀行は、満期前でも当該手形の買戻を請求することができるとしたもので、その場合、一通の不渡手形がでて、割引依頼人がその買戻を怠つたことを要件とするものではなく、支払人(ないしは割引依頼人)に支払停止のおそれがなければたま たまその割引依頼人が一通の不渡手形の買戻を怠つたからといつて、他の支払確実 な手形についてまで満期前の買戻請求を認めたものではない。しかも銀行の取扱に おいても、銀行が割引いた数通の手形のうち一通が不渡になり、割引依頼人がその 買戻を怠つた場合でも、銀行が、依頼人の信用にそれ程の不安をいだかず、或は依 類人に信用がなくても、支払人が有力な大会社で支払確実と認められる手形については、満期前の買戻を請求していないのであるから、かかる慣習の存在するいわれはない。のみならず、昭和二五年八月頃から昭和二九年二月頃までの四年間に控訴銀行甲支店において、数通の割引手形のうち一通が不渡になり、割引依頼人においてるのではなった。 てその買戻を怠つたとき、他の手形につき満期前の買戻の請求のなされた事例が数 件あつたとしても、その間、数通の割引手形のうち一通が不渡になつて、割引依頼 人がその買戻を怠つたような事例は、より以上の多数にのぼるものと思われる。と すれば、他の手形につき満期前の買戻を請求した事例が僅か数件であるということ は、かかる取扱がむしろ例外的であることを物語るものというべきであるから、か

かる異例の僅少の事例から慣習の存在を認めることはできない。 二、 しかして、前記諸約定書は、ある割引手形の支払人(ないしはその他の手 形関係人)について銀行が支払停止若くは支払不能のおそれありと認めたときは、 銀行は満期前でもその手形の買戻を請求することができ、そして、割引依頼人がこ れに応じないときは、他の一般の債務不履行の場合と同様に取扱うことができる旨 を規定するところ、右約定による満期前の買戻請求権が手形法上の厳格な満期前の 遡求条件を緩和し、当該手形の支払人ないしはその他の手形関係人に支払停止若く は支払不能のおそれが生じた場合等に、直ちに手形金額等の償還を請求できるよう にしたものであることは多言を要しない。従つて右約定に基く満期前の買戻請求の 場合でも、手形法上の満期前の遡求条件をみたしているときは、その買戻請求権の 性質を手形法上の遡求権と特に別異に解する必要はないが、手形法上の遡求条件を みたさず上記約定によつてのみ買戻請求のできる場合は、これと趣を異にし、もつ ぱら当該約定の内容によつて決せられるべきである。ところが右約定においては、 満期前の買戻を請求をするかしないかは多分に銀行の主観的且つ内心的な認定にか かつているのであるから、銀行の請求もまたずに、当然に満期前の買戻請求権が発 生すると解するが如きは甚だ不合理であり、割引依頼人の保護に欠けるところが大 であるといわねばならない。従つて、満期前の買戻請求権については、前記約定書 の条項の文字どおり、銀行の請求があつて始めて発生するものと解すべきで、この 意味において右買戻請求権は一種の形成権とみるのが相当である。しかして、 権利行使の結果発生する請求の内容は、手形上の償還請求権ないしこれに準ずる手 形上の債権、又は手形債権との履行上の牽連関係から手形上の債権と同一に考うべ き債権というべきである。

しかして、相殺の意思表示は、受働債権、即ち差押債権の履行をなすべき 差押債権者たる被控訴人宛になされるべきであるから、訴外会社に宛てなされた相 殺の意思表示はその相手方を誤つたものとしてその効力を生じるに由なく、また被 控訴人に対しなされた訴訟上の相殺も、控訴人が被控訴人に対しその主張の手形と 二通を呈示したことは認めるが、これを交付していないことは控訴人の自認すると ころであるから、相殺の要件を欠くものとして、その効力を生じないものである」 と述べ

証拠関係につき

控訴代理人において、乙第一三ないし第一六号証を提出し、当審証人乙1、同乙 2、同乙3、同乙4、同乙5、同乙6、同乙7、同乙8の各証言を援用し、 被控訴代理人において、乙第一五号証の成立は認めるが、その余の右乙号各証は 不知と述べ、

たほか、原判決事実摘示と同一であるから、ここにこれを引用する。

由 訴外瑞穂工業株式会社が控訴銀行甲支店に対し原判決末尾添付第一目録記載の定 期預金払戻債権合計二四三万円を有していたこと、右訴外会社が被控訴人主張の如 スピース く昭和二五年五月二七日当時国税五、一一七、九八二円を滞納していたこと、被控 訴人の収税官吏たる中京税務署長が同日これを徴収するため、国税徴収法第二 の一第一項の規定に基き、訴外会社の控訴銀行に対する右定期預金払戻債権全部を 差押え、該債権差押通知書が同月二九日同支店に送達せられたこと、はいずれも当 事者間に争なく、控訴銀行が訴外会社に対し、右差押後である同月三一日、控訴銀行が訴外会社に対して有する右第四目録記載の三〇通の控訴銀行の所持する約束手 形額面合計一、七〇七、七〇四円三〇銭(右手形の所持は当事者間に争がない)と 同額の債権を自働債権として、右第一目録中A、B欄の訴外会社が控訴銀行に対して有する定期預金払戻債権合計一七二万円と対等額につき相殺する旨の手続をな し、該通知が同年六月六日右訴外会社に到達し、また、前同様差押後である昭和 八年六月二七日、控訴銀行が訴外会社に対して有する右第五目録記載の三通の控訴 銀行の所持する約束手形額面合計七〇万円中の六五六、三〇二円三〇銭(最後の 五〇、〇〇〇円の手形は内金一〇六、三〇二円三〇銭のみ)(右手形の所持は当事 者間に争がない)と同額の債権を自働債権として、右第一目録中C欄の訴外会社が 控訴銀行に対して有する定期預金払戻債権七一万円と対等額につき相殺する旨の手 続をなし、該通知が翌二八日訴外会社に到達したことは成立に争のない乙第三、第 四号証と弁論の全趣旨により明らかである。

そこで右相殺の効力について判断する。

控訴人はまず、右自働債権が消費貸借上の権利であることを前提として、右相殺 の効力が有効である旨主張するので考えるのに、前記手形が控訴銀行と訴外会社間

の手形割引取引に供せられたものであることは弁論の全趣旨により明らかなとこ ろ、控訴人は、本件手形割引は消費貸借上の債権を成立させるものであると主張す しかし、一般に銀行取引として行われる手形割引は、通常、手形の主たる債務 者が借主となる趣旨を明示する手形貸付とは異り、割引依頼人とは原則的に関係の ない第三者が支払義務を負担し、従つてその者に対する手形上の債権を化体する手 形を裏書譲渡し、手形債権そのものを移転することにより、割引代金(将来即ち満 期に至り支払われる予定の手形金額から満期までの利息その他の費用即ち割引料を 差引いた金額、即ち手形債権の割引時現在における債権の評価額)を取得すること を契約の要素とするものであつて、その行為は手形裏書行為の実質関係たる意味を 持つものであるが、その性質は、それ自体を単一的に見る限り、前記の要素に徴 し、割引人に移転された手形債権の債務者の絶対無条件の義務の外に、 ないしはそれ以上の価値を持つような割引依頼人の絶対無条件の義務負担は、割引 の結果が所期の効果を収め、手形が順当に支払われる限り、その必要を見ず、 て契約の要素に加わつているものとは考えられないから、法律行為として見る場合 には、それは原則として手形の売買と解する外はない。ただ、銀行取引は通常一定の相手方との多少とも継続的な取引であり、信用の裏付も必要であり、また銀行としても、割引による取得手形の不渡その他価値の消滅、減少の場合に備えて、割引 依頼人やその者の提供する人的物的担保よりの補償により、できる限りその損失の 発生を防止すべく万全の措置を採り、割引依頼人との間に各種の特約を結び、又は これらの者との銀行取引の慣習上、右の補償措置が実施され、その結果右に認めら れるような手形割引の法効果の重点即ち要素が移動し、場合により、割引依頼人の 絶対無条件の債務負担を生ずることを主眼とする取引に変質しているという可能性は考えられないことではない。よつて控訴人の主張する特約、慣習、又は黙示の意思表示による消費貸借の成否を検討するにつき、まず手形割引が控訴銀行或はその 他の一般市中銀行において如何様に取扱われているかについて考えるのに、成立に 他の一般の中域行において知内体に収扱われているかについて考えるのに、成立に 争のない乙第一、第二、第九乃至第一二号証、同第七号証の一ないし六と原審並び に当審証人乙3(原審は第一、二回)、同乙1、同乙2、原審証人乙9、同乙1 0、同乙11、同乙12、同乙13、同乙14、当審証人乙4、同乙5、同乙6、 同乙7、同乙8、原審における鑑定証人丙1、同丙2の各証言の一部を綜合する と、銀行が取引先と手形取引を始めるにあたつては、商業手形においては取引先以 外の者が手形責任を負担しているため、手形貸付をするより安全度が高いものと考 ったが変まれた。 え、まず商業手形の割引から始め、手形貸付は取引先に信用のあることが確実とな つたとき、或はそれが確実であることが判然としているときに限りなされているこ と、しかし、手形割引の場合にも、時には数百通に上る多数の手形を同時に取扱う 場合もあつて、その支払人(又は振出人)の信用調査を充分に行えないこともある ので、権利保全のため、割引依頼人の信用にも重点をおき、手形貸付の場合とほぼ 同様の信用調査を行つていること、(乙第七号証の一、二、但し、貸出稟議書(同 第七号証の二)には弁済方法欄が設けられているが、割引手形禀議書(同第七号証 の一)には同欄が設けられていないことが注意を惹く)、しかして銀行は古くか ら、割引手形が不渡になつたときは必ず遅滞なく割引依頼人に対し該手形の買戻の 請求をし、そのときの買戻金額は買戻請求の時期如何にかかわらず、手形金額に満 期の翌日から買戻の日までの割引料と同率の利息を加算した金額とし、手形法上の 遡求権は特に割引依頼人から依頼された場合のほかは行使しておらず、数通の割引 手形中の一通が不渡になり、他の数通の手形が満期未到来の場合にも、割引依頼人の信用が不良であると認めたときには、他の満期前の手形全部についても買戻を請求することができ、そのときの買戻金額は、手形金額と同一と観念し、未経過期間 分の利息(割引料)は銀行から割引依頼人に返還するという取扱をし、割引依頼人 がこれらの買戻請求に応じないときは、同人の銀行に対する預金等と相殺し、或は 同人から増担保を提供させて、その権利の保全に努めると共に、割引依頼人から満 同人から増担保を提供させて、ての権利の保主におめるこれに、司可収録へがる間期前の買戻の申出があつたときは、銀行はこれに応じ未経過期間分の利息(割引料)を割引依頼人に返還していること、また銀行においては手形割引の場合にも手形貸付と同一の取引約定書が使用せられ、しかも同一の係でこれを処理し、利息計算も同一方法でなされ、信用調査に使用する業況経過一覧表(乙第七号証の四)においても手形割引と手形貸付とを区別せず、双方とも借入金と観念し、また双方とも保存にないては登山会と、て限扱い(同号証のコーエ) 或は毛形割引について も銀行においては貸出金として取扱い(同号証の三、五)、或は手形割引について も担保を提供せしめ(同号証の七)、銀行係員においても法律的にはともかく、経 済的には手形割引と手形貸付とを同一に解していること、以上の事実はいずれも控 訴銀行の手形割引においてもその取扱を異にしないこと、しかして、控訴銀行、富

右事実によると、銀行取引として行われている手形割引の実際的効果は、取引先 即ち割引依頼人との間の諸種の特約、殊に買戻の特約を附加することにより、異常 事態における損失防止のための権利行使の方法、相手方等については、手形貸付の 場合と甚だ近接した権能を確保しており、その限りにおいて控訴人の主張する手形 割引と手形貸付との類似性はこれを是認することはできるが、これを以て両者の法 律的性質の同一性を断定し得るには至らず、前記手形割引の法効果の要素たる手形 債務それ自体の移転、獲得と完全に交替する如き割引依頼人の絶対無条件の債務負 担が、その要素として入れ替つた法現象を把握するに至らない。右の特約による割 引依頼人の買戻を中心とする義務は、結局手形割引より生ずる法効果のうち、附加 されて生じた補充的性質を出でないものと解するのを相当とする。そうすれば、控 訴銀行と訴外会社との間には、本件手形割引により消費貸借を成立させる旨の明示 の特約のなかつたことは固より、これら特約から窺われる割引当事者の意思の合理 的推測による控訴人主張の黙示の特約もまたこれを認めることはできない。次に銀 行取引における前認定の慣習に依つても、銀行においては手形割引と手形貸付とにつき同一の約定書を利用し、両者につき種々の共通な取扱がなされているが、両者が手形による資金の融通という点で経済上の機能を等しくし、手形割引による融資の場合は、本野大流の場合には、特別大阪保存の場合と同様に、取引作れる融資の場合は、 の場合も、手形不渡の場合には、結局手形貸付の場合と同様に、取引先から融資の 回収を図らねばならないものであることに徴すると、ただこの必要に対処するため に、できるだけ有効な権利、手段の確保を図つていることが看取されるに過ぎず かかる機能の法律的性質までが、前記判断を覆えし手形貸付と全く同一で、手形割 引にも消費貸借関係の成立が認められねばならないとする決定的動機の存在を肯認 するに足らず、却つて、手形割引に果して消費貸借の要素が入り込むものであれば、割引依頼人は主たる債務者であるから、手形不渡による権利保全のためには、単に期限の利益喪失約款を定めることにより(現に控訴銀行においては取引約定書 (乙第一号証) 第六項にこれを規定している)、所期の目的を達しうるのに、殊更 前記の如き買戻請求がなされ(この取扱は後記認定の如く事実たる慣習として存在 している)、或はかかる保全約款の存在すること(乙第二、第九ないし第一二号証)は、手形割引が慣行上においても、むしろ消費貸借以外のものであることを前提として、割引依頼人に対し手形法上の前者の責任以上の責任を別に負担せしめ、 その損失防止の完全性を期しているものと解せられ、殊に「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約し て設定」された企業会計原則に基く財務諸表準則が、手形割引を明白なる短期借入 として取扱うことなく、むしろ受取手形としての資産科目より除去することを指示 手形債権の譲渡の如く考えて処理しており、銀行における手形割引が手形割引 の大部分をしめることに徴すると、未だ銀行の行う手形割引により消費貸借を成立させる旨の事実たる慣習は存在しないことが明らかである。右認定に反する鑑定証人丙2の証言は措信し難く、割引手形が不渡になつた場合、割引依頼人において手形金額に満期の翌日から買戻の日までの割引料と同率の利息を加算して支払したといる。 になつていること、或は銀行においては手形法上の権利を行使することが殆どない ことも、権利保全の完全性の要求からみて、未だ右認定を左右するものではない 銀行が割引依頼人からの満期前の手形の買戻に応じていることも、 直ちに消費貸借の成立を肯認するに足らず、却つて前記認定事実と合せ考えると、 銀行の右取扱は、銀行の割引依頼人に対し有する買戻請求権に対応する割引依頼人

の銀行に対する買戻請求権、ないし銀行が取引先のためにする奉仕と解する方がよ り妥当である。また控訴人主張の法務省訟務局第二課長が中小企業庁振興部金融課 長に対しなした回答中の金融機関の行う手形割引の解釈も手形割引がその経済上の 機能において手形貸付と類似するため、中小企業信用保険法の適用については、特 に手形割引をも同法の貸付に該当するものと解して政府の保険の対象とし、もつて 中小企業者の依頼による手形割引を容易にすることが、中小企業者に対する事業資 金の融通を円滑にすることを目的とする同法の趣旨にかなうものであるという趣旨 に止まり、一般的に手形割引が貸付に該当するものであるという趣旨でないこと は、成立に争のない乙第六号証によりこれを窺知することができるし、銀行の行う 手形割引が、金融ブローカーの行う割引と異り、取引先との相互信頼関係の上に立 ち継続的、包括的に行われるものであるとしても、前記の如く手形割引も手形貸付 と等しく銀行の行う融資方法の一であることに鑑みると、これだけの事情を以て消 費貸借の成立を肯認し難く、また手形割引の場合に担保の差入れが行われること も、手形割引による融資の場合にも取引先から融資の回収を図らねばならないもの であることを考えると、敢て異とするに足りない。また、控訴人は、同じ銀行取引において一を売買と解し、一を消費貸借と解することは実務上の劃一性に副わない 旨主張する。しかし、かかる事由を同一銀行内の同種取引の法律的解釈ないし取扱 についての批判に用いるのであれば格別として、一般に銀行取引は経済上ないし金 融上の必要から各種要素の配合により多様性を帯びるに至つたものであるから、 種の取引がその要素即ち重点の如何により経済的、金融的にそれぞれ異つた役割を 果し、従つてまたその法的評価を異にするのはむしろ当然で、これを事務処理の便宜のために、強いて同一の法的規制のもとにおこうとするのは、事実に基かず、本末を転倒するものであつて、到底とるをえない。また、手形割引の法的考察における取引実際界の見解の不一致、不定、変転は、学説を一見しても明瞭であり、本件における控訴人の弁論の変遷経過に徴してもよく窺うことができ、現実の事実に基く的確な法的評価が見まります。 に消費貸借たる性質と売買たる性質との併存(この点は控訴人としても明白な主張 として維持するところではないが)を認めるに足る明白な資料もなく、しかも消費 貸借と売買との併存を認めるが如きは、両者が全く別個の法律関係であり、一個の 一つの相容れない意味を附与しようとするもので、互に矛盾撞着するも のを共存せしめようとするものというべく、法律行為は、たとえ近似したものであっても、その主要な要素を把えて区別し得る限りは、別異なものと見るべく、相容 れざるものを単純に混合する見解は到底これを是認することができず、たとえ約定 書においても形式的な併存的規定を置いたとしても、それがたやすく実質的効果を 発揮するものとも思われず、他に前記認定を左右するに足る確証もない。してみる と、本件手形割引には、単純な消費貸借は勿論、手形を担保とする消費貸借、或は 消費貸借と共に右手形につき譲渡担保又質権を設定する等、消費貸借を成立又は随 件せしめる旨の明示若くは黙示の特約ないし事実たる慣習の存在していないことが 明らかである。

これを要するに、手形割引も、手形貸付と等しく手形を手段とする融資方法であって、その経済上の機能を同じくするため、銀行の実務担当者においては、これを たやすく同一の性質を有するものと考える嫌いがあり、また戦後における経済事情 の不安定と不渡手形の激増が、銀行における調査能力の不足と相待つて、手形割引 において消費貸借を随伴するが如き特約をなし、或は手形担保貸付をなす傾向を助 勢していることは否め〈要旨第一〉ないが、本件手形割引は、あくまでも手形の売買 であることを本質とし、これに前記の如き買戻請求権を附随</要旨第一>せしめるこ とによつて、その足らざる機能を完備せんとしているものと考うべきである。

そうすると、本件手形割引により消費貸借が成立することを前提とする控訴人の 主張は、その余の点につき判断をするまでもなく失当といわねばならない。そこで進んで、特約ないし事実たる慣習に基く買戻請求権(割引対価返還請求

権)に基く相殺の主張について判断する。

特約に基く買戻請求権の成立については、訴外会社が控訴銀行甲支店に差入れた 約定書(乙第一号証)或は原審並びに当審証人乙3(原審は第一、二回とも)、同 乙1、原審証人野崎政之助の証言によるも、未だこれを肯認することはできず、 にこれを認めるに足る証拠もないが、前記認定事実と原審における鑑定証人丙2の 証言を綜合すると、割引手形が不渡になつたときは、銀行は通常必ず遅滞なく割引 依頼人に対し、該手形を買戻すことを請求し、この場合割引依頼人が銀行に支払う べき金額は、手形金額に満期の翌日から買戻の日までの割引料と同率の利息を加算

ところで、原審証人之1、原審(第一、二回)並びに当審証人乙3の各証言を綜合すると、原判決末尾添付第四目録記載中の(一)ないし(六)の割引手形が続々と不渡となつたので、控訴銀行が割引依頼人たる訴外会社に対し、昭和二五年五月一日、五日、一〇日、一五日、二〇日、二二日、或はその各直後、これらの手形の買戻を請求すると共に、控訴銀行においては、右買戻の履行が容易になされないため到底この状態では訴外会社にも信用がおけないものと認め、おそくとも同月二日頃には他の満期前の割引手形全部についても買戻請求していたことが窺われ、正日頃には他の満期前の割引手形全部についても買戻請求していたことが窺われ、正日頃には他の満期前の割引手形全部についても買戻がままでは、遅くとも被控訴人主張のというべきである。

そこで、控訴人のなした相殺の効力について考えるのに、控訴銀行が訴外会社と 控訴銀行旧約定書(乙第一号証)に基き本件手形割引取引をしたものであること は、原審証人乙3(第一、二回)、同乙1の各証言を綜合して明らかなところ、右 約定書第二項には控訴人主張の如き条項があり、右条項は一応停止条件付相殺契約 のようにも窺えるが、右条項が債権者たる控訴銀行の主観的事情を前記相殺の効力 の発生の一事由としていることに徴すると、右約定をもつて、不履行を停止条件と する相殺契約と解することはできず、また右規定が相殺の効果の発生を銀行の一方 的行為により行われるものとしていることと、右相殺に関する約定の主たる目的が 相殺の担保的効力の拡張にあることに鑑みると、右特約は単なる弁済期到来に関す

でいる。 一、大いな年代の 一、大いなの 一、大いな年代の 一、大いな年代の 一、大いな年代の 一、大いな年代の 一、大いな年代の 一、大いな 一、大い

してみると、控訴銀行のなした相殺予約完結の意思表示は前記を要しないことが明らかるから、右意思表示は前記約定に基本の返還を要しないことが明らかであるから、右意思表示は前記の定に基本人の対等額においてその効力を生じたものというべく、しかも前記の如く少多差押前にすでに自働債権を取得し(民法第五一一条、民事訴訟法第五九八条参差押前においては自己の債務と右反対債権とを対等額において相殺すると、自己の対策者においては自己の債務と右反対債権とを対等額においてものであり、一方差押債権者たる被控訴人においてものであり、一方差押債権者による被控訴人においても第三債務者の期待と利益の負課された債権、即ち反対債権と互に見合い関係に立差明後の期待と利益の負課された債権、即ち反対債権と互に見合い対応を第三債務者の公平上、控訴人は、右差押後の相殺予約完結の意思表示による相殺の効力をもつて、差押債権者たる被控訴人に対抗しるものといわねばならない。

しかして、被控訴人が訴外会社に代位して、右残存額につき昭和二五年八月七日以降控訴銀行に対し支払を請求していたこと、右各定期預金の約定利息が日歩五厘であることは当事者間に争がないから、第三債務者たる控訴銀行は国税徴収法第二三条の一第一項の規定に基き、債権者たる訴外会社に代位して請求する被控訴人に対し、右預金残額合計六五、九九三円(小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律により銭単位は切捨)及びこれに対する支払期日の翌日たる昭和二五年六月二一日から右支払請求日である同年八月七日までは右日歩五厘の割合による約定利息、右支払請求日の翌日である同月八日から支払済に至るまで商法所定年六分の割合による遅延損害金を支払う義務があるものといわねばならない。

目 録

- C記載内容は末尾 1 添付>